

委員会決定留意事項の反映状況

国立科学博物館	2
国立美術館	5
国立文化財機構	8
海洋研究開発機構	12
農業・食品産業技術総合研究機構	15
国際農林水産業研究センター	23
森林研究・整備機構	31
水産研究・教育機構	38

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和7年12月4日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【国立科学博物館】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 科学系博物館のナショナルセンターとしての役割及び本法人の強みを踏まえ、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題（DX、ファンドレイジング等）への対応を推進するために、主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うべきではないか。また、連携の強化に向けて、本法人における具体的な取組の内容、体制、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 ナショナルコレクションの構築・継承及び活用 (2) 全国的な標本・資料情報の収集と活用促進 <u>自然史・科学技術史に関する中核的研究機関として、国立科学博物館で所有している標本・資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本・資料について、その所在情報を関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、オープンサイエンスの推進に向け国内外に対して、標本・資料情報の活用を促す観点から積極的に発信すること。（5～6頁）</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標本・資料統合データベースに本中期目標期間で40万件を加えての公開。 <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標本・資料情報の公開数 <p>3 人々の科学リテラシーの向上を目指した展示・学習支援 (3) 社会の様々なセクターをつなぐ連携協働事業・広報事業の実施 <u>人々の科学リテラシーの涵養に資するために、社会に根ざし、社会に支えられ、社会的要請に応える我が国の主導的な博物館として、国内の科学系博物館をはじめ、大学、研究機関、教育機関、企業等の様々なセクターと連携協働すること。特に博物館等のネットワークを充実させ、協働を推進することで、博物館における多様性、持続可能性、アクセシビリティの向上等、国内外における潮流を共有すること。さらに、これらネットワーク等を通して、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題に対して、先駆的な取り組み等がある場合には、その内容やノウハウを共有すること。</u> <u>また、SNSや動画コンテンツ等、デジタル時代に対応する手段等を活用し、国立科学博物館の活動の成果に関する情報や自然や科学に関する情報を広く国民に提供することで、国立科学博物館や自然や科学に関する理解を深めること。加えて、多言語による情報発信を行うこと。（7～8頁）</u></p> <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館園者数 ・ 博物館・企業等と連携して館外で行う展示についての連携機関数

○ 本法人が収集する標本・資料について、現時点の収蔵状況や今後の見通し、これらの標本・資料の活用状況等を踏まえ、引き続き、標本・資料の収集・保管に関して、これまで取り組んできた「統合データベース」の更なる充実も含め中長期的な計画を立てて着実に実施すべきではないか。さらに、今後も標本・資料を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、関係機関と連携した標本・資料の収集・保管に向けた対応策を具体化することを目標に盛り込んでどうか。

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2 ナショナルコレクションの構築・継承及び活用

科学技術・イノベーションの基礎をなす知識・知見や科学的なデータの体系的収集・蓄積に向け、科学的再現性を担保する物的証拠として、あるいは自然の記録や人類の知的活動の所産として、標本・資料を継続して収集し、日本を代表する数・質を有するナショナルコレクションを体系的かつ戦略的に構築し、人類共通の財産として将来にわたって確実に継承すること。

(1) ナショナルコレクションの構築

(略)

貴重な標本・資料の散逸を防ぐため、関係機関と連携し、国内のセーフティネットの中核機能を担うこと。自然史系標本については、大学や博物館等で保管が困難となった自然史系標本・資料の受入のために国内の自然史系博物館等と連携し、自然史系標本資料セーフティネットの拡充を図ること。科学技術史資料については理工系博物館、大学等の研究機関、企業、個人等で保管が困難となった貴重な資料の受入のために国内の理工系博物館、学会、業界団体等と連携し、セーフティネットの拡充を図ること。また、関係機関等との連携によって自然災害等で被災した標本・資料のレスキューに取り組むこと。

国立科学博物館が保有する標本・資料の重要性や収集・保管する意義について、国民の理解を促進するために、ICTを活用した収蔵庫の公開や、データベース・デジタルアーカイブ化を通じた標本・資料等の公開を行うこと。デジタルアーカイブ化にあたっては、例えばDNA関連データをはじめとしたテキストデータ等の記載情報の充実や多様な活用に向けたマルチメディアデータ（写真・動画など）の充実に取り組むとともに、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）やジャパンサーチなど、国内外のデータベースネットワークやプラットフォームとの連携を推進すること。

またナショナルコレクションの戦略的な構築、その永続的な維持と活用を推進するため、標本資料センターの体制強化を図るとともに、中長期的な視点をもって標本・資料の収蔵方針や今後の見通しを立て、所蔵する標本・資料の活用状況について、各年度モニタリングすること。（5頁）

(2) 全国的な標本・資料情報の収集と活用促進

自然史・科学技術史に関する中核的研究機関として、国立科学博物館で所有している標本・資料のみならず、全国の科学系博物館等で所有している標本・資料について、その所在情報を関係機関等と連携して的確に把握し、情報を集約し、オープンサイエンスの推進に向け国内外に対して、標本・資料情報の活用を促す観点から積極的に発信すること。（5～6頁）

【指標】

- ・ 標本・資料統合データベースに本中期目標期間で40万件を加えての公開。

【関連指標】

- ・ 標本・資料情報の公開数

○ 光熱費の増加、システムの維持管理のための固定的な経費の増加など、財政面での課題が増加している中で、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けて、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しを図るなど、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取り、多様な自己収入の確保に取り組むべきではないか。また、具体的な取組の内容、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。

V 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入等の確保

財政構造の強化を図るため、入場料収入については、国立科学博物館の入館料の改定を行うとともに、インバウンド（非居住者）向け料金と居住者向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うなどにより、自己収入等の増加や多様な財源の確保に努める。なお、自己収入額の取り扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めること。（10頁）

【国立美術館】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 美術館活動全体の活性化に寄与するナショナルセンターとしての役割及び本法人の強みを踏まえ、地域の美術館や関係機関が抱える共通の課題（DX、ファンディング等）への対応を推進するために、主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うべきではないか。また、連携の強化に向けて、本法人における具体的な取組の内容、体制、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。</p>	<p>Ⅲ. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 美術振興の中心的拠点として、多様な鑑賞機会の提供、美術創造活動の活性化の推進など、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開し、我が国の美術振興に寄与</p> <p>（3）美術に関する情報の拠点としての機能の向上</p> <p>国民の美術に関する理解促進及び国内外の研究者の研究促進に寄与するため、最新の科学技術・情報通信技術を活用しつつ、国立美術館に関する情報及び国内美術館に関する情報の公開・発信を積極的に進めるとともに、関係機関と連携し、美術作品や関係資料など国内外の美術に関する情報を収集・提供し、美術に関する情報拠点としての機能を強化するものとする。</p> <p>国立アトリサーチセンターは各館や国内美術館との連携・協力のもと、日本・アジアにおいては西洋美術の、世界においては日本近現代美術の研究の中心となることを目指し、<u>デジタル資源の利活用に向けて、所蔵する作品・資料のデジタルアーカイブ化・オープンデータ化を引き続き推進し、国内外に発信するとともに、関連資料を積極的に受け入れるための収集方針について検討するものとする。</u></p> <p><u>「全国美術館収蔵品サーチ」や「日本アーティスト事典」の公開プラットフォームである「アートプラットフォームジャパン」の充実を図るとともに、メディア芸術データベースの継続的な運営を行う。また、「所蔵作品総合目録検索システム」を刷新し、「国立美術館サーチ」を整備することで、国立美術館の情報資源の検索・発見性を高め、我が国美術の総合的な情報拠点としての機能を着実に強化する。</u></p> <p>現代美術やメディア芸術をはじめ我が国の優れた美術に関する国際発信を戦略的に実施し、我が国美術の国際的な評価の更なる向上に資するものとする。（5～6頁）</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページアクセス件数の合計は、前中期目標期間の実績以上とする。 ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（画像データ）は、前中期目標期間の実績以上とする。 ・ デジタル化した所蔵作品データの公開率（テキストデータ）は、前中期目標期間の実績（100%）を維持する。 ・ アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む） （アートライブラリーの利用者数（オンライン利用含む）20,303,918人（令和4年度～令和6年度実績総数）） ・ 全国美術館収蔵品サーチへの登録件数は、60館、200,000件程度とする。 （全国美術館収蔵品サーチへの登録件数 60館、296,702件（令和5年度～令和6年度実績総数））

- ・メディア芸術データベースの登録件数は、200,000件程度とする。
（メディア芸術データベースの登録件数 205,432件（令和5年度～令和6年度実績総数））

3. 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与

国立美術館は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な美術関係機関や関係者の活動など美術に関する国内外の動向について情報の収集・整理を行い、当該情報を踏まえて、我が国美術に関する情報を戦略的に国内外に発信するとともに、国内の美術館や関係者と連携し、海外の主要な美術館、作家等との国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要である。また、地域の美術館や関係機関が抱える共通の課題に対して、本法人が有する先駆的な取組内容やそのノウハウの共有を図ることも必要である。（10～11頁）

【関連指標】

- ・各地域の美術館と連携して実施する展覧会の事業数及び会場数並びに入館者数

○ 本法人が保有する所蔵品について、展覧会での展示、国内外の美術館への貸与等の活用状況を明らかにするとともに、現時点の収蔵状況や今後の見通しを踏まえ、引き続き、収蔵品の収集・保管に関して、中長期的な計画を立てて着実に実施すべきではないか。また、これらを踏まえ、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、関係機関と連携した収蔵品の収集・保管に向けた対応策を具体化することを目標に盛り込んでどうか。

III. 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

2. 我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要である。このため、国立美術館は、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、所蔵作品についての活用状況を把握する一方、収集・保管に関して中長期的な計画を立てて、コレクションの充実を図り、また、作品の保管環境の改善を進めるものとする。（8頁）

（2）所蔵作品の保管・管理

所蔵作品及び資料全体を適切に保存管理し、確実に後世へ継承するため、外部倉庫の活用、地方自治体や関係機関との協議、既存の収蔵庫等保管施設の改修等を進め、保管環境の一層の改善を図る。（9頁）

【指標】

- ・保管環境等の改善等に係る取組状況。（各館の収蔵庫の収納率）

（4）所蔵作品の貸与

全国の美術館等への所蔵作品の貸与については、所蔵作品の展示計画、作品保存等に十分配慮しつつ、可能な限り積極的に取り組むものとする。（9～10頁）

	<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所蔵作品の貸与に係る取組状況。（所蔵作品の貸与件数） （所蔵作品の貸与総件数 661 件 6,386 点（令和3年度～令和6年度）） <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所蔵品の活用割合（展示、貸与及び特別観覧の合計の所蔵品と寄託品の合計に占める割合） ・国立美術館所蔵作品の国内外美術館への長期貸与契約件数
<p>○ 光熱費の増加等、財政面での課題が増加している中で、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けて、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しを図るなど、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取り、多様な自己収入の確保に取り組むべきではないか。また、具体的な取組の内容、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。</p>	<p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1. 財源の多角化による自己収入の拡大</p> <p>展覧会、美術作品の収集、調査研究、教育普及等の様々な事業を高い質で継続的に実施するためには、適切な運営費交付金や施設整備補助金の確保は必要不可欠である。一方で、法人の活動の安定化と一層の充実・強化に向け、入場料収入の増加を図るとともに、ショップやカフェの魅力向上やユニークメニュー等での施設貸出、会員制度による会費収入の拡充など、自己収入の多角化に努める。入場料収入については、各館の所蔵作品展の充実とあわせて所蔵作品展の入場料の引き上げを行うとともに、我が国の居住者向け料金とインバウンド（非居住者）向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うこととする。さらに、クラウドファンディングの活用も含む積極的かつ戦略的なファンディングの展開による寄附の獲得を進め、主務省とも連携し、他の法人の取組も参考にしながら、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。自己収入額の取扱いにおいては、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、当該収支計画による運営に努めるものとする。あわせて、施設整備にあたっては、入場料収入等を勘案して、主務官庁とも連携してPFIや財政投融資の活用を検討する。（14～15頁）</p>

【国立文化財機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ ナショナルセンターとしての役割及び本法人の強みを踏まえ、地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題（DX、ファンディング等）への対応を推進するために、主務省とともにこれらの機関との連携の強化を積極的に行うべきではないか。また、連携の強化に向けて、本法人における具体的な取組の内容、体制、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。</p>	<p>Ⅲ 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 有形文化財の保存と継承及び有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信</p> <p>(5) 国内外の博物館活動への寄与</p> <p><u>国内外の博物館活動へ寄与することは重要であり、そのため、国内外の博物館等における展覧事業への出品要請等に対応するとともに、展覧事業の企画等への援助・助言等を行う。また、国内外の博物館等からの専門的・技術的な協力等の依頼に対し、可能な限り積極的に対応する。なお、寄附等の資金調達手法など地域の博物館や関係機関が抱える共通の課題に対して、主務省庁と連携して先駆的な取組内容やそのノウハウの共有も図りナショナルセンターとしての機能強化に努める。あわせて、国立美術館や地方の博物館との間の作品の貸与等を推進する。（8～9頁）</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財の貸与に関する取組状況（有形文化財の貸与件数） ・国内外の博物館等への援助・助言等に関する取組状況（専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等） ・国内外の博物館等との協定数・連携事業数 <p>(6) 文化財の積極的な活用による文化財の継承につなげる新たな取組</p> <p>文化財活用センターは、あらゆる地域でこどもから大人、障害者や外国人など、全ての人が文化財に親しむことができるよう、文化財が持つ魅力や価値を引き出し、文化財を通じた豊かな体験と学びを提供し、地方創生、観光振興につながる新たな活用の在り方を目指す。そのため、文化財に親しむためのコンテンツやモデル事業の開発、アウトリーチプログラムなどを通じた文化財へのアクセシビリティの向上、文化財機構所蔵品貸与促進事業の推進、文化財機構所蔵の文化財のデジタル資源化の加速と国内外への情報発信を行う。</p> <p><u>また、地域の美術館博物館からの文化財の保存等に関する相談・助言・支援を行うとともに、学芸員や自治体の文化財行政担当者向けの研修や講習会、各都道府県の博物館協議会等の要請による研修会の開催等を通じて、文化財の保存と活用の両立に寄与する。（9～10頁）</u></p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツの開発及びモデル事業の推進状況（複製、コンテンツ等の開発・展開（貸出しを含む）件数） ・アウトリーチプログラム等の取組状況（実施件数） ・文化財機構所蔵品貸与促進事業に関する取組状況（事業実施件数及び有形文化財の貸与件数）

	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保存等の相談・助言・支援に関する取組状況（専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等） <p>【関連指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画コンテンツの開発数 18件（令和6年度末実績） ・国立博物館収蔵品貸与促進事業に関する取組状況事業実施件数6件（令和6年度実績） 有形文化財の貸与件数 86件（令和6年度実績） ・専門的・技術的な援助・助言の件数、行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等 161件（令和6年度実績） <p>2. 文化財及び海外の文化遺産の保護に貢献する調査研究、協力事業等の実施 （5）地方公共団体等を対象とする文化財に関する研修及び協力等 地方公共団体等の職員を対象とした有形文化財・記念物等の保存及び修復に関する研修並びに埋蔵文化財等に関する各種研修について、地方公共団体等の要望を踏まえた研修計画に基づき実施する。 <u>文化財に関する国・地方公共団体の行政事務や博物館の業務等に関する依頼等について、専門的・技術的見地から適切な協力等を行う。</u>（14頁）</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修成果の活用状況（アンケートによる研修成果の活用実績が80%以上） ・専門的・技術的な援助・助言の取組状況（行政、公私立博物館等の各種委員等への就任件数、依頼事項への対応件数等）
<p>○ 本法人が保有する所蔵品について、展覧会での展示、国内外の博物館への貸与等の活用状況を明らかにするとともに、現時点の収蔵状況や今後の見通しを踏まえ、引き続き、収蔵品の収集・保管に関して、中長期的な計画を立てて着実に実施すべきではないか。また、これらを踏まえ、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るための情報発信等を行うとともに、関係機関と連携した収蔵品の収集・保管に向けた対応策を具体化することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民及び外国人観光客に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 有形文化財の保存と継承及び有形文化財を活用した歴史・伝統文化の国内外への発信 （1）有形文化財の収集・保管、次代への継承 国立博物館は、それぞれの設置の経緯を踏まえ、既に多くの所蔵品及び寄託品（以下「収蔵品」という。）を収集・保管している。多くの文化財は、経年の自然劣化と材質の脆弱性等によるコンディションの変化にさらされており、収蔵品の収蔵施設と展示施設は、接触・転倒等の事故を防ぐとともに、温湿度、照度、防虫、防カビ等の環境を最適の状態にすることが求められているため、国立博物館ではこれらの対策を講じることとする。 <u>また、有形文化財の収集等については、国立博物館における調査研究の成果や現時点の収蔵状況や今後の見通し、活用状況を踏まえ、体系的・通史的にバランスの取れた収蔵品の充実を図るため、収蔵品の収集・保管に関して各館において中長期的な方針・計画を立てて着実に実施することとする。</u>なお、収蔵品の保管に関しては、国内外の先進的な収蔵庫及びその保管方法等の調査・情報収集を行い、関係機関との連携に努める。</p>

有形文化財の管理・保存・修理等については、収蔵品等の管理に必要なデータの整備を進めるとともに、収蔵品のデジタル・アーカイブ化を進める。また、収蔵品等の状態に応じた適切な保存・展示を行い、必要な修理等を計画的に施すこととする。（４頁）

【指標】

- ・有形文化財の収集に関する取組状況
（収集件数、文化財購入費、寄贈・寄託品件数）
- ・有形文化財の修理に関する取組状況
（修理件数、修理のデータベース化件数）

（３）教育普及活動等

国立博物館の展覧事業の効果を高めるような講演会等のイベントや各種図録の出版等の教育普及活動を実施し、来館者等を対象とする教育・普及活動の充実・向上や幅広い層を対象とした多様な学習機会の提供を図るとともに、ボランティアの受入れや博物館支援者増加への取組を推進する。

また、今後も所蔵品を継続して収集する必要性・重要性に関して広く国民の理解をより一層得るため、展覧事業及び各種事業に関し、積極的な広報を行うとともに、ウェブサイトにおいて収蔵する有形文化財に関する情報を公開し、その質的向上と量的拡充を推進する。（７頁）

【指標】

- ・講演会等のアンケート（満足度は80%の水準を目指す）

【関連指標】

- ・講演会等の開催回数
- ・ウェブサイトのアクセス件数

（４）有形文化財の収集・保管・展覧事業・教育普及活動等に関する調査研究

有形文化財の収集・保管、展覧事業、教育普及活動等を行うため、それぞれに必要な調査研究を計画的に行う。特に、保管と展示環境に係る文化財等への影響について、関係機関との連携により継続的な調査研究を行い、様々な材質の文化財等の公開が適切に設定できるよう努めるとともに、それらの成果を全国の博物館・美術館に発信する。また、シンポジウム開催等による他の博物館等との学術交流の実施や図録等の出版等を通じ、これらの調査研究の成果の積極的な普及を図る。

（７～８頁）

【指標】

- ・有形文化財の収集・保管・展示等に係る調査研究件数

○ 光熱費の増加など、財政面での課題が増加している中で、本法人の創意工夫による活動の持続的な強化に向けて、館の維持・管理にかかる経費に見合う入場料の見直しを図るなど、主務省と法人が十分にコミュニケーションを取り、多様な自己収入の確保に取り組むべきではないか。また、それぞれの具体的な取組の内容、実施時期等を目標に盛り込んで着実に進めるべきではないか。

V 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入拡大への取組

快適な観覧環境の実現にも留意しつつ、主要国際観光都市の博物館等の入場者数等と比較すると、我が国の博物館の入館者数は十分とは言えず、国内外からの観光旅客なども念頭に、展覧事業におけるサービスの向上に努めるなど、安定的な自己収入の確保を図る。具体的には、入場料収入については、各館の常設展の充実とあわせて常設展の入館料の改定を行うとともに、我が国の居住者向け料金とインバウンド（非居住者）向け料金を別に設ける、いわゆる二重価格の導入を行うこととする。また、業務の質の向上等に必要な資金の充実を図るため、会員制度の充実、保有財産の有効利用の推進、競争的資金や寄附金の獲得など主務省とも連携し、他の法人の取組を参考にしながら、多様な財源確保に努め、引き続き運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指す。

自己収入を原資とした理事長（館長）の裁量経費の配分等による入館者数増のインセンティブの導入を検討する。

また、各館等がその強みを生かして、特色ある事業の強化に取り組めるよう、各館へ配分する予算の一部を留保して財源を捻出し、各館の自己収入額の実績や伸び率に応じて配分するインセンティブ予算を設定する。

あわせて、施設整備にあたっては、主務省と連携し、入場料収入等を勘案して、PFI や財政投融資の活用を検討する。（16～17 頁）

【指標】

- ・ 展覧事業に係る指標と同様とする。

【海洋研究開発機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 海洋の重要性は国際的な共通認識となっている中、法人には、海洋科学技術の中核的機関としての役割を担うことが求められていることを踏まえ、民間企業、他の独立行政法人、大学等の関係機関との役割分担を主務省との共通認識の下、明確にすべきではないか。</p> <p>○ その上で、法人の取組や重要性の理解を促すため、関係機関との共創・連携、経済・社会的課題の解決に資するような成果の社会実装、戦略的な広報・アウトリーチを更に推進することが重要ではないか。</p>	<p>Ⅲ 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>3. 研究開発成果の発信を通じた共創・循環システムの構築</p> <p><u>(1) 普及広報活動の推進と未来を担う海洋科学人材の育成</u> <u>海洋科学技術に関する理解増進を図るため、対象者の属性等を踏まえた戦略的な普及広報活動を行う。</u>活動にあたっては、機構単体ではアプローチが難しい層へも広く周知を行うべく、分野を問わず様々な企業・機関等と連携するとともに、様々な情報媒体を活用し、相乗効果を狙った活動にすることが重要である。 加えて、将来の海洋立国を担う研究者及び技術者を育成するため大学、民間企業、公的研究機関等との連携体制を強化するとともに、次世代人材の育成及び裾野の拡大に貢献する海洋 STEAM 教育などの取組を推進する。(7頁)</p> <p>(評価軸)</p> <p>○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、普及広報活動の推進と海洋科学人材の育成が図られたか。</p> <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋科学技術分野における若手人材の育成や人材の裾野の拡大に向けた取組状況及びその成果 ・ 広報、アウトリーチ活動の取組状況 <p style="text-align: right;">等</p> <p>(モニタリング指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供した教材数及び利用実績数 ・ 広報、アウトリーチ活動における企画数 <p style="text-align: right;">等</p> <p><u>(2) 産学官との共創によるイノベーションへの貢献</u> <u>社会課題の解決と国益の増進に資するため、研究・運用・技術開発で得られた知見を活用し、国や地方公共団体、大学、研究機関、企業などの多様な主体と連携・共創を推進する。</u>内閣府の戦略的イノベーション創造プログラム第3期「海洋安全保障プラットフォームの構築」においては、関係機関と連携のもと、機構の技術力等を活用し、レアアース生産技術開発等のミッション達成に貢献する。さらに、戦略的イノベーション創造プログラム第3期の成果を踏まえ、我が国における産業に不可欠とされるレアアースの安定供給に向けた政府等の取組に貢献する。 また、研究開発成果から派生する特許、ノウハウ、アイデア等の知的財産については、社会的ニーズを踏まえた利活用の拡大を図り、加えてベンチャー起業化による活用を進めるとともに、知</p>

的財産に限らない機構の技術力やリソースについては、それらの価値や特性を最大限踏まえて戦略的に活用し、時宜を得た方法で収益化に取り組む。さらに、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号。以下「活性化法」という。）に基づき、機構の研究開発の成果に係る成果活用事業者に対して、出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことで、産学官との連携・共創を促進する。（7頁）

（評価軸）

○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、産学官との共創によるイノベーションへの貢献が図られたか。

（評価指標）

・国内の産学官の研究機関との連携や知的財産等の利活用に向けた取組状況 等

（モニタリング指標）

・特許出願件数、知的財産の保有件数、実施許諾件数、知的財産等収入額
・JAMSTECベンチャーとして認定を受けた企業数
・民間企業及び大学との協業件数（スタートアップ企業等による機構の成果の活用件数を含む）、企業向けのシンポジウム・ワークショップ等の開催件数 等

（3）海洋科学技術に関する政策・プロジェクトへの知見の提供

機構は、機構及び我が国の国際的プレゼンス向上と地球規模現象や地球生命の科学的理解を深化させるため、世界の研究機関との共同研究や協定を推進するとともに、国際枠組みにも積極的に参画し、科学的知見を提供する。また、我が国の研究開発力の向上及び海洋科学技術政策の立案等に貢献するため、海洋を中心とした政策、研究開発及び技術動向に関する国内外の情報を継続的に収集・分析し、得られた知見を研究・技術開発に還元するとともに、海洋基本計画や科学技術・学術審議会海洋開発分科会をはじめとする国の政策形成の場において、情報提供や提案を行う。（8頁）

（評価軸）

○海洋科学技術における中核的機関として、国内外の関係機関との連携強化等を進め、政策・プロジェクトへの知見の提供が図られたか。

（評価指標）

・海外の研究機関等との連携や国際的枠組みへの参画に向けた取組状況及びその成果
・政策提案に向けた取組状況とその成果 等

（モニタリング指標）

- | | | |
|--|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none">・国際イベント（会議、ワークショップ等）運営件数・政策・プロジェクトに関連する学会等での投稿、発表等件数 | 等 |
|--|---|---|

【農業・食品産業技術総合研究機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 地域と連携して技術普及を推進する農業技術コミュニケーターや民間企業と連携して資金提供型共同研究等を企画・調整するビジネスコーディネーターといった研究成果の社会実装を支援する人材の確保・育成について、キャリアパスの整備を検討してはどうか。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2 人材の確保・育成</p> <p>(1) 多様な人材の確保と育成</p> <p>第5期中長期目標期間において、外部の人材の登用を含む計画的な採用活動等により、多様な人材確保を進め、特にAI等の先端技術を活用できる人材の確保・育成等を推進してきたところである。第6期中長期目標期間においても引き続き、研究開発から社会実装、組織運営等の各部門において、<u>戦略上重要な分野に重点を置き、必要性を見極めながら、多様な人材の確保・育成の取組を推進する。この際、長期的な法人運営を見据え、将来に向けた職員の年齢構成の平準化と、獲得競争が激しい分野の人材の採用及び育成を戦略的に進める。</u></p> <p>また、<u>次世代を担うイノベーションリーダーやAI人材、フィールドサイエンス人材、ハブ機能強化にかかる人材等、法人の事業展開に必要な人材を着実に育成する。</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <p>○多様な人材の確保と育成が適切に行われているか。</p> <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の継続に必要な人材の確保、育成がなされているか。 ・次世代を担うイノベーションリーダー等、将来の事業展開を見据えた人材の確保、育成及び活用を行っているか。 ・優秀な外国籍の研究者確保に向けた取組を行っているか。 <p>(2) 人事に関する計画</p>

	<p>今後の職員の数や年齢層の推移、研究拠点の集約化・見直しの状況も踏まえ、農研機構の業務を円滑に遂行できるよう人材配置計画を定め実現を図る。その際、職種にとられないキャリアパスの形成と適材適所の人員配置を行い、組織運営ノウハウ、研究手法等、研究機関としての技術力の継承等に配慮する。農研機構の業務高度化のためには、異分野の技術シーズや先進ノウハウの活用等が有効であり、クロスアポイントメント制度等も利用して積極的な人事交流を行う。（14頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価軸）</p> <p>○将来の職員数・年齢構成の予測を踏まえた実現可能な人員配置計画を策定し適切に運用しているか。</p> <p>○適材適所の人員配置により職員の能力が発揮及び技術力の継承等が行われる体制が構築されているか。</p> <p>○ダイバーシティ確保の取組が積極的に推進されているか。</p> <p><評価指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ適材適所の人員配置により、業務実施体制が整っているか。 ・多様な人材が活躍できるよう、男女共同参画やクロスアポイントメント制度等の人事の取組がなされているか。 <p><モニタリング指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・クロスアポイントメント件数 ・女性管理職の割合
<p>○ 研究成果の社会実装について、先進的な取組が行われているが、今後は、法人が産学官連携のハブ機関となり、他の法人とも連携しながら、異なる業種・異なる分野の民間企業も含めた多様な主体との連携を強化していくべきではないか。</p>	<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>2 第6期中長期目標期間における農研機構の取組方針</p> <p>上記を踏まえ、第6期中長期目標期間において、基礎から応用に至るまでハイインパクトな成果を創出するため、農研機構の総合力を活かしつつ、理事長のリーダーシップの下、以下の取組を行っていく。</p> <p>（1）政策課題に沿った研究開発及び社会実装</p>

その際、研究開発により得られた知的財産については、効果的な社会実装を見据えオープン・アンド・クローズ戦略を踏まえた適切な保護・活用を推進してはどうか。

また、研究開発法人としての様々な資源を活かしつつ、知的財産等の活用も考慮しながら、自己収入の更なる拡大に取り組むことを検討してはどうか。

食料安全保障の確保、海外等新市場の開拓、環境と調和した持続可能な食料システムの確立等の政策課題解決に資する重点的な研究開発課題を設定し、大学や民間企業等との適切な役割分担のもと連携しつつ、農研機構が中核となり基礎から応用まで一貫通貫した研究開発を行うとともに、効果的・効率的な社会実装を行う。

(2) 産官学連携のハブとしての機能の強化

研究開発から成果の社会実装まで迅速に対応し、イノベーション創出の起点となるために、研究基盤の強化や地域連携拠点の整備等を行い、農研機構が都道府県試験場や大学、民間企業等を繋ぐ、産官学連携のハブとしての機能を強化する。 (2頁)

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発マネジメント

(1) 農業・食品産業分野のイノベーション創出のための戦略的マネジメント

第6期中長期目標期間(以下「第6期」という。)では、基礎から応用に至るまでハイインパクトな成果を創出する研究開発体制のもと、本部司令塔機能を最大限に活用し、産官学連携のハブ機能を強化することで、イノベーション創出の起点となる研究開発マネジメントを推進する。ハブ機能の強化にあたっては、ステークホルダーとの戦略的連携及び協働体制の最適化を図る。 (3頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価軸)

○農業・食品産業分野におけるイノベーション創出の起点となるべく、産官学連携による研究体制を構築し、適切な研究開発マネジメントが行われているか。

<評価指標>

- ・イノベーション創出に向けた産官学連携のハブ機能強化のための体制構築や進捗管理が行われているか。
- ・社会情勢やニーズ、法人の経営状況の変化に対応し、戦略的に課題や体制、資源配分の見直しが行われているか。

(2) 産官学連携のハブ機能の強化による社会実装の加速化

第6期では、産官学連携のハブ機能の強化により、農業現場での導入効果が高いコア技術について、地域への実装を促進するとともに、農業者の減少や気候変動等に対応した品種について、普及を加速する。さらに、産業界のニーズとのマッチングにより資金提供型共同研究の拡大を図る。また、IPCSA（スマート農業イノベーション推進会議）等の協議体や施設供用を活用したオープンイノベーションをさらに推進し、技術開発やイノベーション創出を支援する体制を強化する。農研機構発のベンチャー企業に対しては、支援体制を充実させることで、革新的な技術の社会実装を後押しする。（3頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

○産官学連携におけるハブ機能強化のための体制が構築・運用され、コア技術及び品種の普及を促進する取組が行われているか。

○産業界との連携による資金提供型共同研究の拡大の取組が行われているか。

○オープンイノベーションの推進により、技術開発やイノベーション創出を支援する体制が構築・運用されているか。

○農研機構発ベンチャー企業への支援を通じて、研究開発成果を社会実装する体制が運用されているか。

<評価指標>

・ハブ機能を強化するためのマネジメントが行われているか。

・農業現場での導入効果の高いコア技術及び品種等の成果の普及が進められているか。

・産業界との連携による資金提供型共同研究の拡大の取組が行われているか。

・資金提供型共同研究の拡大による社会実装が進められているか。

・スマート農業・食品産業技術の開発・普及を加速するための体制が構築・運用され、技術の普及が進められているか。

・ベンチャー企業への支援による研究開発成果の社会実装に向けた取組が進められているか。

<モニタリング指標>

- ・標準作業手順書（SOP）の作成・改訂数
- ・民間企業等からの資金獲得額（共同研究、受託研究、有償技術相談）

（3）知的財産の保護・活用及び国際標準化

第6期では、研究現場との緊密な連携の下、オープン・アンド・クローズ戦略等の視点を踏まえ、知的財産権の戦略的獲得やノウハウの秘匿化を含む知的財産管理の高度化により、価値ある知的財産の取得を推進する。また、国内外において育成者権や特許等の管理・活用を一層効果的に行うため、外部機関等の活用も含めたライセンス活動を推進する。さらに、研究成果の社会実装を見据え、成果の国内外での活用や市場展開を促進する観点から、国際標準化活動を積極的に展開する。（4頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

- 研究開発成果を迅速に社会実装していくための、多様で戦略的な知的財産マネジメント、ライセンス活動の推進、国際標準化への取組が実施されているか。

<評価指標>

- ・研究開発成果の社会実装を促進する知的財産マネジメントが実施され、価値ある特許や品種登録の出願と権利化の取組が推進されているか。
- ・ノウハウの秘匿化を含めた知財管理の多様化の取組が推進されているか。
- ・農研機構の保有する知的財産の活用に向け、国内外への積極的なライセンス活動が推進されているか。
- ・育成者権の保護強化が図られているか。
- ・研究開発の初期段階から国際標準化を検討する体制が構築されているか。
- ・我が国の強みとなる技術を国際標準化する取組と同時に、海外の先行する国際標準とも調和した、利用価値の高い国際標準策定につながる取組が戦略的に実施されているか。

<モニタリング指標>

- ・特許出願件数（国内外）

- ・ 特許登録件数（国内外）
- ・ 品種登録出願件数（国内外）
- ・ 品種登録件数（国内外）
- ・ 特許の実施許諾契約件数（国内外）
- ・ 品種の利用許諾契約件数（国内外）
- ・ 農研機構職員が参加している国際標準化団体の委員会の数

2 農業・食品産業技術研究

（1）高収益地域スマート生産システム

農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、我が国の農業を支えるためには、中山間地域を含む地域農業の維持や持続的な発展が必要であり、地域農業の生産性及び収益性の向上と担い手の確保により、農業経営の安定化を実現することが重要である。このため、地域農業研究センターは各地域における産官学連携と技術普及の拠点として、都道府県試験場や大学、民間企業等と連携し、技術の開発や実用化に向けた改良、技術普及に取り組む。具体的には、気象・土壌条件、経営体の規模等の地域農業の実情やニーズを踏まえた、スマート農業技術による生産システムの開発と高度化・低コスト化や、地域特性や気候変動にも対応した多収・高品質な新品種の開発を推進する。また、スマート農業技術とそれに適した品種を組み合わせる等、開発した複数の技術をパッケージ化して展開するとともに、技術導入による経営的効果の可視化等により普及を促進し、生産性向上と高収益化による農業経営の安定化を実現し、食料安全保障の確保に貢献する。さらに、地域資源の有効活用により、海外に依存する生産資材の国産への代替のための研究開発や有機農業等、農産物の高付加価値化に資する研究開発を行い、持続可能な生産システムの構築と地域農業の活性化に貢献する。（6頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

○ニーズに即した研究成果の創出と社会実装の進展に向け、適切な課題の立案・改善、進行管理が行われているか。

○卓越した研究成果の創出に寄与する取組が行われているか。

○研究成果の社会実装の進展に寄与する取組が行われているか。

<評価指標>

- ・ 課題設定において、中長期計画への寄与や最終ユーザーのニーズ、法人が実施する必要性や将来展開への貢献が考慮されているか。
- ・ 期待される研究成果と効果に応じた社会実装の道筋
- ・ 課題の進行管理や社会実装の推進において把握した問題点に対する改善や見直し措置、重点化、資源の再配分状況
- ・ 具体的な研究開発成果と、その成果の創出に寄与した取組
- ・ 具体的な研究開発成果の社会実装状況と、社会実装の進展に寄与した取組

<モニタリング指標>

- ・ エフォート、予算
- ・ 特許出願件数（件）（国内外）
- ・ 品種登録出願件数（件）（国内外）
- ・ 査読付論文数（総数、1エフォート当たり）
- ・ 特許の実施許諾契約数（件）（国内外）
- ・ 品種の利用許諾契約数（件）（国内外）
- ・ マニュアル（SOPを含む）の作成数

第5 財務内容の改善に関する事項

2 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、資金提供型共同研究や受託研究等の外部資金の獲得、適正な水準での特許実施料の拡大、受益者負担の適正化等により、多様な手段で自己収入の積極的な確保に努める。

	<p>また、自己収入のうち使途が限定されないものについては、農研機構の活動強化のための経費として戦略的に全体最適の視点で活用する。(12頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <p>○資金提供型共同研究や受託研究等の外部研究資金の獲得、特許実施料の拡大、受益者負担の適正化等、自己収入確保に向けて積極的な取組が行われているか。</p> <p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部研究資金等獲得額 ・特許権等の実施許諾収入実績 ・受益者負担の適正化による収入実績
<p>○ 良好な職場環境及び研究環境の確保という観点も踏まえつつ、老朽化した施設について、主務省と法人がコミュニケーションを取りながら、目標期間を超えた長期的な視点から、今後の法人の業務の優先順位及び施設の必要性の見通しを踏まえた計画的な施設整備について検討し、順次整備を進めることを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4 研究拠点・研究施設・設備の計画的な整備</p> <p><u>良好な研究環境の維持及び施設維持費削減へ向け、限られた予算・人員を踏まえつつ、研究拠点の集約化・見直しを着実に進めるとともに、研究ニーズへの対応や農研機構の機能強化、老朽化対策と連動した研究施設・設備整備を重点的かつ計画的に推進し、農研機構全体としての最適化と効率的な運用を図る。(12頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の機能強化の方向性に即した研究施設・設備の整備、集約、効率的な運用が図られているか。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究施設・整備の重点的・計画的な推進、効率的な運用の取組状況

留意事項	対応する目標案
<p>○ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。</p> <p>特に、DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。</p> <p>法人の規模も踏まえ、主務省と法人が十分なコミュニケーションを取りながら、他法人との連携による業務の効率化等について、検討してはどうか。また、年齢構成、男女比、ダイバーシティの観点から、法人が直面している課題を整理し、検討することを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>2 調達合理化</p> <p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適正で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」の中で、定量的な目標や具体的な指標を設定し、取組を着実に実施する。</p> <p>また、<u>他の独立行政法人との共同調達や調達のデジタル化等、調達の合理化に向けて積極的に取り組む。</u>（7頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>（評価の視点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調達等合理化計画の適正かつ迅速な調達を実現するために定量的な目標や具体的な指標として、どのようなものを設定しているか。その目標や指標が達成されているか。達成のためにどのような取組が行われているか。 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同調達等効率化の取組状況 <p>3 法人全体のデジタルトランスフォーメーション</p> <p>組織全体で業務の効率化を実現するため、業務改革（BPR）を実施した上で、<u>デジタルツールの計画的な導入やシステム改善等を積極的に行う。</u>（8頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p>

(評価の視点)

○デジタルツールの導入やシステム改善等によりどのように業務効率化が図られているか。

<その他の指標>

・ デジタル技術を前提とした業務プロセス改革による、法人全体の業務の標準化・高度化・効率化の取組状況

第6 その他業務運営に関する重要事項

2 人材の確保・育成

(1) 多様な人材の確保・育成

国際頭脳循環の動きも踏まえ、優秀な国内外の研究者等の積極的な獲得を推進するとともに、人事交流や他機関との双方向でのクロスアポイントメント制度の利用等による多様な人材の確保を行う。

特に、知的財産マネジメント体制やインテリジェンス機能の強化のために必要な専門性の高い人材について、外部の活用も含め確保するとともに、国内の人材獲得競争がますます厳しくなっている状況を踏まえ、優秀な女性・若手研究者等の確保に向け、戦略的なリクルート活動を行う。

研究の企画及び評価、研究業務の支援、技術移転及び組織運営等の様々な分野の人材を育成するため、国際農研の人材育成プログラムに基づき人材育成にも取り組む。(9頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価軸)

○優秀な国内外の研究者や専門人材等法人運営に必要な人材の確保がされているか。優秀な女性・若手職員の確保に向けた取組が行われているか。

○人材育成プログラムに基づく人材育成への取組が行われているか。

<評価指標>

- ・ 必要な人材確保に向けたリクルート活動が行われているか。
- ・ 人材育成プログラムに基づく取組は適切に実施されているか。

○ 主務省と連携して、研究成果の社会実装に向けた取組や、国際機関、開発途上地域の関係機関・企業等への情報発信の強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及び安定的な実施体制の検討を含めて目標に盛り込むことを検討してはどうか。

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発マネジメント

(3) 国際的な産官学連携の推進

第6期では、国際的な研究ネットワークの充実や多様なステークホルダーとの連携を強化する。特に、CGIAR や FAO 等の国際機関との連携については、革新的技術を創出するための研究基盤やインテリジェンス機能をフルに活用し、当該機関との共同研究の促進や戦略への助言等により、関係性の強化を図る。さらに、政府機関を通じた ASEAN 会合や TICAD 等の重要な地域の機関や会議体とのネットワークの強化を図る。

また、持続的で頑健な食料システムの開発に係る研究の高度化を図るため、環境・食料問題の解決に知見を持つ国内外の研究機関や大学等との連携を推進する。さらに、我が国の国際農林水産業研究を包括的に行う唯一の試験研究機関として、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構及び国立研究開発法人水産研究・教育機構との相互連携を積極的に進め、研究成果の国内への裨益や国際社会に向けたプレゼンス向上等につなげる。（5頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

(評価軸)

○国内外の多様なパートナーとの間において、研究の高度化、開発途上国における研究成果の社会実装と研究人材の育成を推進するための連携強化が図られているか。

○CGIAR 等の国際機関との関係性強化を図る取組を行っているか。

<評価指標>

・国際機関との情報交換の機会や国際会議などの意見交換の機会をとらえた、連携強化が図られているか。

・政府機関を通じた重要な地域機関や会議体とのネットワークの強化が図られているか。

・国内外の研究機関や大学等と連携し、共同研究の推進や研究人材の育成が行われているか。

・農林水産業関係の国立研究開発法人との相互連携が積極的に推進されているか。

<モニタリング指標>

・有効な研究実施取決及び共同研究契約件数

(4) 研究開発成果の社会実装に向けた取組の推進

第6期では、個々の研究課題の内容を踏まえつつ、研究開発段階から社会実装に向けた取組のプロセスを明確にするとともに、現地の普及機関、民間企業をはじめ、国際機関、現地政府関係機関、研究機関等と連携し、役割分担の上、技術実証や研究成果の橋渡し、普及活動の支援等を行う。なお、国内での普及にも期待できる研究成果については、国内の国立研究開発法人や民間企業と連携し、着実に国内での社会実装にも繋げる仕組みを検討する。

また、これらの取組に当たっては、独立行政法人国際協力機構（JICA）等の国際的な開発援助機関との連携や政府間の国際協力の枠組みによる展開を図るとともに、農林水産分野 GHG 排出削減技術海外展開パッケージ等の政策やベンチャーへの出資並びに人的及び技術的援助、特許の実施許諾等、様々な手段の活用を考慮して取り組む。（5頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

○研究開発成果の利活用が見込まれる国や地域において、関係機関との連携により、成果の社会実装に向けた取組が推進されているか。

<評価指標>

- ・国際機関、現地の政府関係機関等との連携、役割分担を踏まえた社会実装に向けた取組のプロセスが明確にされているか。
- ・関係機関と連携し、研究開発成果の社会実装に向けた組織的な取組が行われているか。
- ・主要普及成果のフォローアップ調査を実施し、その結果が社会実装や研究開発の推進に活用されているか。

<モニタリング指標>

- ・主要普及成果のフォローアップ調査件数

(5) 行政との連携

第6期では、政策に対応した研究開発を行うため、行政部局との意見交換を通じて行政ニーズの把握や成果の検証を行う。また、国際的な会議やシンポジウム等において、政策推進と研究成果の普及の相

乗効果を生み出す情報発信を行う。さらに、行政からの要請に応じ、緊急時の対応や連携会議の開催、専門家の派遣等を行う。また、国際農研の高い専門知識が必要とされる分析、鑑定、講習及び研修の実施、国際機関や学会への協力、さらには国際機関等への政策助言を通じて、我が国の研究開発力と国際的な信頼性を高める取組を展開する。（5頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

○行政部局との意見交換を通じて行政ニーズの把握や成果の検証等が実施されているか。

○行政部局との連携等により、政策に対応した研究開発や、我が国の研究開発力と国際的な信頼性を高める取組が行われているか。

<評価指標>

- ・行政部局との意見交換により得られた行政ニーズが、研究推進に反映されているか。
- ・国際会議やシンポジウム等において、研究成果の活用や政策推進につながる情報発信が行われているか。
- ・専門家派遣、分析、鑑定、講習・研修、国際機関や学会への協力、政策助言などが行われているか。

<モニタリング指標>

- ・行政部局との連携の実績
- ・行政部局とのシンポジウム等の共同開催数
- ・国際会議等への専門家派遣数

4 国際情報の収集・分析・発信及び戦略立案とインテリジェンス機能の強化<情報・戦略セグメント>

（略）本セグメントでは、国際的な研究ネットワークや国内外の専門的な知見を活用し、現地の農林水産業や環境情勢、国際機関の政策動向、民間企業の技術動向等に関する情報収集・分析と発信を担うハブ機能を強化する。また、熱帯作物の遺伝資源情報や食料の高付加価値化等、国際農研が強みを持つ分野において、研究シーズ探索や革新的技術創出を支える研究基盤を整備する。さらに、みどりの食料システム戦略に資する環境調和型技術の実証研究では、開発ニーズの把握に加え、導入コストや収益性、社会・制度面を含む多面的評価を行い、社会実装に資するエビデンスを提供する。これらの取組に

より、国際機関や民間企業との戦略的パートナーシップを強化し、共同研究や外部資金獲得を通じて研究成果の社会展開を加速する。

また、国際連携ネットワークを活用した広報活動により、グローバルな情報発信力の強化を図る。あわせて、デジタル技術やAIを活用したデータ分析や研究成果の社会的インパクトの可視化等を通じて、国内外への情報発信の高度化を進める。（7頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

○国際農林水産業研究に関する情報の収集・分析・発信を担うハブ機能が強化され、研究機関や民間企業等との連携の強化に繋がっているか。

○熱帯作物の遺伝資源情報や食料の高付加価値化等の分野において、関係機関との連携を強化するための情報共有や革新的技術の創出を支える基盤が整備されているか。

○研究開発成果の社会実装に寄与する実証研究が行われているか。

○国際農研のプレゼンス向上に寄与する広報活動が行われているか。

<評価指標>

・国内外の関係機関との連携に基づき、広範かつ多面的な情報を収集・分析しているか。

・収集・分析した情報が研究機関や民間企業等に提供・発信され、共同研究の実施等、連携の強化に繋がっているか。

・収集・分析した情報が我が国の科学技術外交や民間企業の海外展開に活用されるように、戦略的に情報を提供しているか。

・国際農研の開発技術に関する情報を関係機関に共有する体制が構築され、社会実装に向けた連携の強化に繋がっているか。

・熱帯作物に関する革新的技術の創出に資する基盤技術の開発成果と、その成果の関係機関への提供状況・国際農研における活用状況

・実証研究によって研究開発成果の社会実装に向けた課題や条件等が明らかにされ、社会実装の推進のために活用されているか。

・国内外の一般国民をはじめとする社会全体に向けた情報発信戦略が策定され、国際農研の認知度向上や取組への理解増進に繋がる情報が効果的に発信されているか。

・デジタル技術やAIが効果的に導入・活用されているか。

<モニタリング指標>

・情報収集の対象国数

・情報の発信相手機関数

・民間企業、外国研究機関、国際研究機関等との共同研究数

・査読付論文数（総数、1エフォート当たり）

・技術提供・技術指導回数

・マニュアル（SOPを含む）の作成数、国際農研HPからのダウンロード件数

・国際農研HPのアクセス数、SNSのフォロワー数・エンゲージメント率、動画視聴回数（SNSで公開しているシンポジウムや研究成果）

・広報誌や研究報告書等の発行部数

・イベント後のアンケートによる認知度や満足度評価

・プレスリリース件数、新聞・専門誌・オンライン媒体等掲載件数

第5 財務内容の改善に関する事項

2 自己収入の確保

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込み額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされている。このため、自己収入の更なる確保に向け、国内外の情報収集や企画提案の能力の強化等を通じ、政府等の国際貢献に資するプロジェクト研究資金等、積極的に外部資金の獲得等を推進する。（8項）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価の視点）

○外部研究資金の獲得等、自己収入確保に向けて積極的な取組が行われているか。

<主な定量的指標>

- ・ 外部研究資金獲得額
- ・ 特許権等の実施許諾収入実績

【森林研究・整備機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。</p> <p>複数の法人・業務を統合・承継して発足しているが、組織再編後の相乗効果を更に発揮できるよう、例えば、理事長の下で総合調整機能を強化するなど、3つの業務が持つ強みを活かし、より一層の連携を進めることで、業務間の人材の横連携等を検討してはどうか。また、継続的に進捗を確認してはどうか。</p> <p>DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や、他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。</p>	<p>第1 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>1 政策体系における森林研究・整備機構の位置付け及び同機構を取り巻く状況</p> <p>(3) 法人を取り巻く環境</p> <p>森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するためには、様々な専門性を有する者が有機的に繋がりを業務を遂行でき、また、研究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命を果たしていくことができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、その責務を果たしていく必要がある。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど機能強化を図ることが重要である。(4頁)</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 ガバナンスの強化</p> <p>(1) 機能強化の推進</p> <p>森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の中核的な試験研究機関であるとともに、水源林造成、森林保険という性質の異なる3つの業務を包括する森林機構が、社会課題の解決に向け法人全体としての能力を最大限発揮するためには、様々な専門性を有する者が有機的に繋がりを業務を遂行でき、また、研究開発、水源林造成、森林保険という異なるアプローチで法人としての使命・役割を果たしていくことができるという法人の強みをよりいっそう強固なものとし、その責務を果たしていくことが重要である。このため、本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討及び条件整備を進めるなど機能強化を図る。(15、16頁)</p>

<関連する評価軸・評価指標等>

<評価の視点1>

- ・本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討、条件整備が進められているか。

(評価指標1)

- ・本部機能の強化や管理業務の集約化に向けた検討、条件整備の取組状況

(2) 内部統制の充実・強化

内部統制については、理事長のリーダーシップの下、より自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスの確保を図るとともに、効果的かつ効率的に業務を運営していけるよう、内部統制システムの有効性を確認しながら、PDCAサイクルが有効に働くマネジメントを適切に行うことが重要である。(16頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

<評価の視点2>

- ・各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用が図られているか。

(評価指標2)

- ・内部統制システムの着実な運用の取組状況

3 人材の確保・育成

(1) 人材の確保・育成

業務を効率的かつ効果的に推進するため、必要な人材の確保やキャリアパスを考慮した人材育成、配置に努める。また、人材流動性を高める取組、法人全体としての機能強化に資する人材の育成や、組織体制の合理化を図るとともに適切な人員配置を進める。

特に、研究開発の成果を創出し、イノベーションを継続的に生み出し、その成果を社会実装につなげていくためには、多様で優秀な人材の確保・育成が不可欠であることから、国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や、研究活動を支える人材等の確保・育成を図る。

このため、職員については、国、民間企業、団体等との交流を図るなどにより、各業務の特性に応じた高度な専門人材や管理能力を有する人材の確保・育成に努めるほか、研究職員については、人材交流の促進等により、大学等との連携を深めるとともに、テニュアトラック型の採用等を推進し、必要な人材を育成しつつ確保を図る。

人件費の推移や組織の合理化等を踏まえた計画的な人員体制の見直し・合理化を進める。(17、18頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

<評価の視点1>

- ・各業務において、必要とする人材の確保が図られているか。
- ・各種研修等を計画的に実施し、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成しているか。

(評価指標1)

- ・各業務における必要な人材を確保するための取組状況
- ・各業務における必要な人材を育成するための取組状況

○ 主務省と連携して、研究成果の社会実装に向けた取組や、関係省庁、地方公共団体、森林林業関連企業、大学等への情報発信の強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及びその安定的な実施体制の検討を含めて目標に盛り込むことを検討してはどうか。

林業分野におけるDXについては、引き続き民間企業との連携を進めるとともに、さらに、法人において、より一層のデータの蓄積を行い、主務省の協力を得ながら、林業分野におけるDXの成果を活かし、防災分野等での他機関

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

1 研究開発業務

研究開発業務については、森林・林業・木材産業及び林木育種に関する研究開発を総合的、網羅的に推進しつつ、国土の保全、地球温暖化防止、生物多様性保全等の森林の有する多面的機能の高度発揮や、森林・林業・木材産業の持続的発展等、国の政策や社会ニーズを的確にとらえ、重点課題を設定のうえ実施する。

また、国産材の供給量は増加をしてはいるものの、森林・林業基本計画で定めた目標を達成できていない状況にあり、我が国の人工林のうち6割が一般的に利用期に入るとされる51年生を既に過ぎている中、豊富な森林資源を持続的に利用するためには、効率的な木材生産や、木材及び特用林産物のさらなる付加価値向上のための技術開発、早期の社会実装を進める。あわせて、森林・林業・木材産業におけるデジタルトランスフォーメーション推進に貢献するため、重点課題の下に設定する戦略課題において、林業作業の自動化・安全対策、木材製品の品質・性能の高度化、林木育種の高度化等、AIやビッグデータの活用を進める。(5頁)

等との連携をより一層強化してはどうか。

(1) 研究開発成果の最大化のための連携の推進

イノベーションの創出に寄与するため、引き続き、産学官連携の研究開発プラットフォームの活動など、産学官及び異分野との連携を推進する。この際、必要に応じて、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段を活用する。

また、地域のニーズや課題に対応するため、各地域の諸会議や森林機構が有するネットワーク等を活用し、必要な研究・技術情報について、支所・育種場等を地域の拠点として大学や試験研究機関等との連携を推進する。

（5頁）

(2) 研究開発成果の社会還元と知的財産等の管理・活用

研究開発で得られた成果や科学的知見等については、学術論文等による公表はもとより、森林・林業・木材産業や行政施策に活用され、新たな木材需要の創出や森林整備・保全の低コスト化等に向けた社会実装を促進するよう、産業界等に向けた広報、国内外の規格や標準化への寄与、人材育成の支援、行政への提供、災害時の緊急対策への協力等を通じて、社会への還元と橋渡しを図る。また、実用化・事業化までを見据えた共同研究や産学官連携の取組を推進し、研究成果の社会実装を一層推進する。

加えて、国内外の情勢変化や科学技術・イノベーションを巡る動向等を踏まえ、特許など知的財産に関する戦略を明確化し、そのマネジメントを推進する。また、研究開発成果のオープンサイエンス化に向け、研究データの適切な公開・提供を推進する。（6頁）

第4 業務運営の効率化に関する事項

3 デジタルトランスフォーメーションの推進

ITの進展や業務環境の変化、利用者ニーズを捉え、デジタル技術の利活用を促進させ、業務の効率化や多様で柔軟な労働環境の整備を進めるとともに、質の高いサービスの提供や新たな価値実現につながるデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。

あわせて、森林機構が保有する成果やデータのデジタル化を進め、成果等の蓄積、活用、適切な管理や公開及び必要な環境整備など、利活用する人間の立場に立ったデジタルトランスフォーメーションの推進を図る。(14頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

<評価の視点>

- ・ デジタルトランスフォーメーションの推進等により業務の効率化・高度化を図っているか。
- ・ デジタルトランスフォーメーションの推進等により労働環境の改善及び利便性の向上に努めているか。
- ・ 保有する成果やデータのデジタル化、蓄積、連携、活用等に向けた取組を推進しているか。

(評価指標)

- ・ 業務の効率化・高度化の取組状況
- ・ 保有する成果やデータのデジタル化、蓄積、連携、活用等の取組状況

第5 財務内容の改善に関する事項

1 研究開発業務

また、受託研究や民間企業との共同研究等外部研究資金の獲得も含めた多様な財源の効果的な活用を図るとともに、受益者負担の適正化、特許実施料の獲得の拡大等により積極的な自己収入の確保に努める。特に、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、本中長期目標の方向に即して、特許実施料の獲得など積極的かつ適切な対応を行う。(14、15頁)

第6 その他業務運営に関する重要事項

	<p>5 広報活動の推進</p> <p><u>林業・木材産業の持続的な発展や森林の多面的機能の維持増進の重要性、森林機構の使命・役割に対する幅広い世代の国民の理解の醸成を図るため、多様な広報媒体を効果的に活用した情報発信や専門家の派遣など戦略的な広報活動の展開を推進する。</u>（18頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人及び法人が行う業務が国民に広く認知されるための広報の取組が行われたか。 <p>（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト等による発信数 ・ウェブサイト等へのアクセス数等 ・プレスリリース数 ・プレスリリースに対する取材等の件数 ・イベント等による取組内容 ・森林・林業・木材研究に関する問合せ等への対応件数
<p>○ 良好な職場環境及び研究環境の確保という観点も踏まえつつ、老朽化した施設について、主務省と法人がコミュニケーションを取りながら、目標期間を超えた長期的な視点から、今後の法人の業務の優先順位及び施設の必要性の見通しを踏まえた計画的な施設整備について検討し、順次整備を進めることを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2 施設及び設備に関する事項</p> <p><u>必要性・緊急性を考慮しつつ、重点化や集約化などについても検討し、長期的な視点から老朽化施設や研究開発業務の実施に必要不可欠な施設及び設備を計画的に整備する。</u>その際、共同利用施設である農林水産研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。（17頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p><評価の視点></p>

	<ul style="list-style-type: none">・維持管理経費の節減に向けて老朽化が進んだ施設・設備の必要性・緊急性及び共同利用の可能性を考慮しつつ、新たな研究開発の着実な推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進を踏まえ、整備計画を適切に策定し、取組が行われているか。 <p>(評価指標)</p> <ul style="list-style-type: none">・維持管理経費の節減、新たな研究開発の推進、木材利用の促進、原種苗木の安定的な生産の推進の観点からの施設及び設備整備の実施状況
--	---

【水産研究・教育機構】

留意事項	対応する目標案
<p>○ 国の施策や社会的ニーズに的確に対応するため、法人内における組織横断的な連携、指揮命令系統の明確化、DXを進めるための人材・体制、企画・調整部門の強化、他法人や外部との連携体制、管理部門の効率化が重要である。</p> <p>複数の法人が統合して発足しているが、組織再編後の相乗効果を更に発揮できるよう、例えば理事長の下で、スマート水産の機関横断的な連携、重複部門の解消など法人全体に関わる課題について、計画的に進捗管理を行うこと等を検討してはどうか。</p> <p>DXに係る専門人材等については、法人単独だけではなく、主務省や他法人と連携の上、必要な人材の確保・育成に共同で取り組むことも検討してはどうか。</p>	<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p><u>業務の推進に当たっては、水産機構のリソースを最大限に活用するため、理事長のリーダーシップの下、水産機構内の各組織（水産資源研究所、水産技術研究所、開発調査センター及び水産大学校）間の横断的な連携、指揮命令系統の明確化、デジタル技術の活用、サイバーセキュリティ、研究セキュリティ・インテグリティの確保、知的財産の保護・活用に取り組む人材・体制、企画・調整部門の強化を図り、計画的に進捗管理を行う。</u></p> <p><u>また、水産施策等の実現に貢献する研究開発及びその周辺を支える多様な人材の育成・活用、海外を含めた幅広い分野の研究機関及び研究者との連携強化並びに研究者の能力を最大限に引き出すための研究開発環境の整備に努める。（2頁）</u></p> <p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>3 組織・業務の効率化</p> <p><u>情報分野の技術革新が急速に進展する中、デジタル技術の利活用や保有するデータの連携・活用により、事業の改善や新たな価値実現を果たすデジタルトランスフォーメーション（DX）を実現するための取組など、組織として変革し続けていくことが求められている。このため、理事長のリーダーシップの下、基幹業務の更なるシステム化、デジタル化を推進するとともに、これを踏まえた組織や業務運営の見直し・改善に平素から取り組み、徹底して効率化する。（11頁）</u></p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2 人材の確保・育成</p>

	<p>イ 人材の確保</p> <p>研究開発職員及び教育職員の採用に当たっては、試験や公募方式等の多様な採用形態を活用して優秀な人材の確保・定着を図る。</p> <p>海洋環境の急激な変化への対応については、水産業という視点にとどまらず我が国の権益に直結する問題であり、世界最高水準の研究成果が求められる分野であることから、水産学の分野で、基礎研究及び応用開発のバランスに優れ、関連学会等をけん引する研究者の確保・育成に取り組む。</p> <p>また、研究成果の論文等による公表を促進し、開発した技術の社会実装と普及を進め、研究開発の企画・マネジメント等を担い得る人材の育成に加えて、知的財産管理、情報システム等を担う専門性の高い人材の確保・育成に取り組む。</p> <p><u>特に DX の実現に貢献する専門人材については、今後、革新的な研究成果や研究開発の高度化・迅速化に必要不可欠であることから、行政や他法人等と連携して共同で確保・育成に取り組むことも検討する。</u></p> <p>ウ 効果的な人材育成の実施</p> <p><u>研究開発職・教育職のみならず、技術職・事務職を含め、社会連携、知的財産戦略推進、スマート水産業推進等の多様化する業務に対応可能な人材を育成するため、人材育成プログラムに基づき、適切なキャリアパスを構築し、長期的な視点で人材育成に取り組む。また、行政部局等との人的交流を促進し、組織を活性化させるとともに、職員の資質向上につなげる。</u>（13 頁）</p>
<p>○ 主務省と連携して研究成果の社会実装に向けた取組や、水産業界、周辺産業関係者等への情報発信の強化、将来的な自己収入の増加を見据えた多様な財源確保の検討をすべきではないか。その際、他の法人の事例等も参考にしつつ、具体的な取組及びその安定的な実施体制の検討を含めて、目標に盛り込むことを検討してはどうか。</p> <p>社会実装に向けて、他法人の取組等も参考に、ベンチャー企業等との連携による法人の研究成果の円滑な社会実装についても、検討していくべきではないか。また、法人の認知度向上のた</p>	<p>第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 研究開発業務</p> <p>水産機構が取り組む研究開発業務は、（略）気候変動や海洋環境の変化等の多くの分野間の連携が必要となる横断的な課題については、<u>先進的な技術や水産機構に不足する人材を有する民間企業や国内外の研究機関等との連携を含め、各研究開発のマッチングやコーディネート、専門分野の研究者の確保・育成により、分野や組織の枠を超えた取組を実現する。</u>また、ゲノム情報や標本等の収集・整備を行い、重点化した研究課題に活用するほか、AI、IoT、ロボット等の技術と組み合わせた大量ゲノムデータの高速解析モデルの開発やリアルタイムの環境モニタリングに応用する等、新たな研究開発分野の開拓も視野に入れ、研究者の自由な発想及び新技術の組み合わせによる挑戦的・独創的な研究開発及び先端的な研究成果を取り入れた基盤技術開発についても推進する。（3 頁）</p>

め、近年法人が取り組んでいるブルー
カーボン評価手法及び効率的藻場形
成・拡大技術の開発を始めとする、法
人の研究成果及びその社会実装の取組
を効果的に発信していくことが重要で
はないか。

(3) 重点研究課題3. 効果的かつ着実な社会実装の推進

環境変化や社会ニーズに機動的かつ柔軟に対応し、漁業の強靱化や養殖業の成長産業化における課題を解決するために必要な研究開発成果の社会実装を推進する。

ア 着実な社会実装に向けた取組

新技術の導入コストや生産コストが高く採算性が確保できない等の要因により研究開発成果の社会実装が進まないことを踏まえ、研究開発成果を着実かつ効果的に社会実装につなげるため、実用化・事業化までを見据えた共同研究や産学官連携等の取組を推進するとともに、実証調査による採算性の検証と現場展開、民間等への技術移転に取り組む。（6頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

評価軸2：

- ・国の方針及び社会ニーズを踏まえ、業界との連携により、実用化又は社会実装に向けた取組となっているか。

評価指標：

- ・業界と連携した具体的な事例
- ・研究開発成果が社会実装へと進展した具体的な事例
- ・科学的知見の深化に寄与する具体的な事例

モニタリング指標：

- ・共同研究等件数
- ・技術指導、講習会、普及活動等の実施数
- ・社会実装に向けて実施した実証試験項目数
- ・社会実装に至った研究開発成果の数

評価軸3：

- ・成果が、水産関係者、国、地方の事業等に周知され、活用されるようになっているか。

評価指標：

- ・ 成果の業界等への報告状況
- ・ 成果の水産業関係、国、地方自治体の事業における活用状況

モニタリング指標：

- ・ 報告書等公表件数
- ・ 成果の社会実装に向けた漁業者、水産業界、行政、研究機関等における活用例数

3 研究開発マネジメント

(1) 組織体制の強化及び他機関との連携

水産機構のリソースを最大限活用するため、水産資源研究所、水産技術研究所、開発調査センター及び水産大学の各々の特性・機能を十分に生かしつつ、組織間で横断的に取り組むべき課題に対しては、組織一体となって迅速かつ柔軟に対応できる環境・体制を整備する。

また、研究開発の効率的な実施のため、社会のニーズを適確に把握し、国、国立研究開発法人、都道府県及び地方独立行政法人の研究機関、大学・学術団体、民間企業、国際研究機関等との間で、情報交換、共同研究や人材交流等を通じて、連携・協力関係を構築する。研究開発の進展や多角化を踏まえ、AI、IoT、ロボット等の情報技術分野をはじめとして、水産分野以外の研究機関等との連携・協力を強化する。

連携に当たっては、海洋に関する幅広い情報の収集による資源評価等への活用及び研究成果の社会実装の推進を図ることを念頭に、連携の枠組みに合わせた知的財産の管理及び研究分担の明確化、包括的連携協定の締結等、効率的かつ効果的な連携を可能とするよう配慮する。（9頁）

(3) 知的財産の活用促進

研究開発によって得られた成果を我が国の水産業界の競争力強化に結び付けていくには、特許等の知的財産を国内の企業や漁業経営体に円滑に活用してもらう必要がある。このため、「農林水産研究における知的財産に関する方針」（平成28年2月農林水産技術会議策定、令和4年12月改訂）等を踏まえ、知的財産の取得を進め、当該取得した権利を保護しつつ研究成果を普及させる。また、知的財産の取得に当たっては、自己収入の確保等の戦略的な観点も考慮して対応する。

(4) 研究開発業務と人材育成業務との相乗効果の発揮

水産機構は、水産に関する研究開発、現場実証及び教育にわたる分野を有し、問題解決のための一貫した取組が可能な法人の特色を最大限に活かし、研究開発業務と人材育成業務との相乗効果の発揮による研究開発ニーズの発掘や教育の高度化等を図り、中長期目標達成に向け取り組む。

(6) 社会ニーズ等を踏まえた効果的な情報発信

国、国立研究開発法人、都道府県及び地方独立行政法人の研究機関、大学・学術団体、民間企業、国際研究機関等との間での情報交換、共同研究、人材交流等による連携・協力関係を構築することを通じて、社会ニーズの変化、社会実装や効果的な情報発信等の事例を積極的に収集する。

また、研究成果の社会実装に向けた取組について、水産関係業界、関連業者に向けた情報発信を強化する。特に、水産資源及び漁場環境の状態、水産物の安全・安心に関する研究開発、ブルーカーボン生態系としての藻場形成・拡大技術等、水産関連分野のニーズや国民の関心の高い情報については、積極的に提供する。

情報の発信に当たっては、水産機構の認知度の向上及び国民の理解を促進する観点から、多様な情報媒体を効果的に活用して、情報の受け手である国民の立場に立って行う。

さらに、各種委員会等への職員の派遣、検討会等への参画等のほか、国の施策に対して積極的な対応を行い、新たな課題や災害等への緊急事態に対しても迅速に対応する。(10頁)

<関連する評価軸・評価指標等>

評価軸：

- ・ 研究開発成果の最大化に向けた取組が着実に行われているか。

評価指標 1：

- ・ 他機関との連携、共同研究の取組状況

モニタリング指標：

- ・ 他機関との連携数（件数、国内・国際）

（国内共同研究：120件以上（5期実績：122, 137, 141, 128, 120 以上（予定））

（国際共同研究：20件以上（5期実績：21, 26, 23, 16, 20（予定））

- ・ 知的財産の供与数（5期実績：54, 56, 58, 50, ---）
- ・ 包括連携協定の件数（5期実績（令和6年度末時点）：14）
- ・ 研修等の受入件数（人数）
- ・ 各種委員会への派遣数
- ・ 講師等の派遣数

評価指標 2：

- ・ 研究開発情報を国民に積極的に提供しているか。
- ・ 広報活動において ICT を積極的に活用しているか。
- ・ 知名度向上や研究成果の社会実装に向けて効果的な情報発信を行った取組事例
- ・ 国民、業界等との双方向コミュニケーションに取り組んでいるか。

モニタリング指標：

- ・ 公表したプレスリリース数、ウェブサイト等による発信数（70件以上（前期実績：70～81件））
- ・ ウェブサイト等へのアクセス数
- ・ シンポジウム、セミナー、講演会等の開催数（30件以上（前期実績：31～39件））
- ・ 取材、問い合わせ対応数

第5 財務内容の改善に関する事項

3 自己収入の確保

受託研究、民間企業との共同事業、ベンチャー企業の活用、協賛企業やコンソーシアムの活用、国の競争的資金や民間資金等による外部資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大、有償化を含めた社会還元方法の多様化等により、自己収入の積極的な確保に取り組む。

特に「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「法人の増収意欲を増加させるため、自己収入の増加が見込まれる場合には、運営費交付金の要求時に、自己収入の増加見込額を充てて行う新規業務の経費を見込んで要求できるものとし、これにより、当該経費に充てる額を運営費交付金の要求額の算定に当たり減額しないこととする。」とされていることを踏まえ、種苗の提供における受益者負担や養殖・魚病関連の研究開発における特許実施料等による新たな自己収入の確保を目指し、本中長期目標に即して対応する。（12頁）

	<p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己収入の確保に向けた取組を着実に実施しているか。 <p>その他の指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受託研究・競争的資金の件数と獲得額・自己収入額 ・自己収入確保に向けた取組状況
<p>○ 良好な職場環境及び研究環境の確保、更には水産資源評価などにより法人にこれまで蓄積されてきたデータや標本の適切な保存という観点も踏まえつつ、老朽化した施設等について、主務省と法人がコミュニケーションを取りながら、目標期間を超えた長期的な視点から、今後の法人の業務の優先順位及び施設の必要性の見通しを踏まえた計画的な施設整備について検討し、順次整備を進めることを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第4 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>4 施設・設備等の適正化と効率的運用</p> <p><u>研究開発に必要な研究・教育環境の維持及び向上を目的として、良好な職場・研究環境の確保、これまで蓄積した情報や標本の適切な保存、老朽化した施設・設備等の更新という長期的な視点についても留意し、今後の業務展開による必要性や優先順位の見通しを踏まえ、効率性を重視した施設・設備等の計画的な再編・整備を行う。</u>また、その整備に当たっては、研究機関、大学等との相互利用を含め、効率的に運用する。</p> <p><u>漁業練習船については、人材育成及び研究開発の双方の業務に従事する運航体制を保持し、安全かつ効率的に運用する。</u></p> <p>また、漁業調査船については、海洋環境の急激な変化による水産資源への影響を適確に捉える資源調査・資源評価の推進等に対応するため、効率的かつ効果的に運用する。<u>海洋観測及びデータの収集の自動化・省力化、国内外の研究機関との連携等による調査の充実等も踏まえ、運航体制の見直しを進め、コスト削減を実現する。</u>（11頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>評価の視点：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各研究所、水産大学の管理部門及び本部の役割分担を明確にした上で組織体制を整備しているか。 ・施設、設備等を計画的に更新・整備し、効率的に運用しているか。